

果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領

1. 趣旨

我が国の高品質な果実は、国内外から高く評価されているが、全国の果樹産地では、生産者の減少や高齢化、後継者不足等により栽培面積や生産量が減少傾向にあり、担い手や労働力の不足等が課題となっている。

こうした中、農林水産省は「果樹農業の振興を図るための基本方針（果樹農業振興基本方針）」（令和7年4月30日公表）において、今後20年程度を見据えた5年間の基本方針を定めた。この中で、「果樹農業の担い手を育成・確保するため、高度な技術の習得や樹園地の確保、未収益期間の克服など果樹特有の課題の解決に産地が取り組む果樹型トレーニングファームの取組など、幅広い農業者や法人が果樹農業に参入する取組を推進する。離農する経営の園地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体について、果樹農業で生計を立てる担い手として、規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、育成・確保する。」としている。

果樹農業で担い手を育成・確保するためには、未収益期間の存在や園地の確保、せん定といった高度な技術の習得などの課題を解決するため、経営・技術の研修に加え、経営中止生産者等から樹体とセットで園地継承することや、遊休園地を整備（改植/新植等）し円滑に継承をすること等が重要となる。

一方、産地においては、省力技術等による規模拡大やSDGs、6次産業化、輸出等に積極的に挑戦する生産者等が活躍することで、産地の活性化につながっている事例もみられている。

そこで、果樹生産現場において、担い手の育成・確保のための取組を行い、効果的に就農者を定着させている組織及び果樹経営において積極的に挑戦している生産者等を表彰し、その取組を広く紹介することにより、各産地における、より効果的な担い手育成・確保の取組への波及、果樹農業の魅力の発信、ひいては我が国果樹農業の発展に資することとし、表彰事業を実施する。

2. 開催団体

主催 公益財団法人中央果実協会（以下「協会」という。）

3. 対象地域

全都道府県

4. 応募要件

（1）担い手の育成・確保の部

果樹への新規参入希望者や後継者等に対し、果樹に関する経営・技術の研修を行うと

ともに、園地、作業施設、農業機械等の斡旋、就農後の各種支援、販路の確保・提供等を行っている組織（市町村、団体、法人、協議会、集団等）

（２）活躍する担い手の部

省力樹形及びスマート農業技術等の省力技術の活用、販路の確保における工夫等により効率的・効果的な園地経営の拡大、ＳＤＧｓに関連する取組、６次産業化、輸出等に積極的に挑戦している生産者（個人、法人又はグループ）

５．応募期間、受付場所等

応募期間、受付場所等は、原則として以下のとおりとし、実施の詳細は各年度に別に定める。

（１）応募期間 各年度６月から９月末とする。

（２）受付場所 協会（協会の指定メールアドレス）

（３）応募書類 様式１（担い手の育成・確保の部）、様式２（活躍する担い手の部）

６．推薦等

応募要件に合致する組織又は生産者が表彰に応募しようとする場合は、自薦又は他薦により応募する。他薦については、当該組織又は生産者の所在する市町村担い手担当部署、所轄の普及指導センター、農業公社営農相談部署、又は果樹産地協議会等の応募する組織又は生産者の取組について推薦可能な組織により行うことができる。

応募にあたっては、応募書類に推薦書を添えて受付場所（協会）に電子メール等により電子媒体の書類を提出する。

７．審査

（１）審査基準

審査基準については、別途定めるものとする。

（２）予備審査

協会は、応募期限までに提出された応募書類の予備審査を行い、本審査の対象となる出品財を選定する。

（３）本審査

（ア）審査会

① 予備審査により選定された出品財の審査を行うため、協会に「果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会（以下「審査会」という。）」を設ける。審査会は、果樹に関する学籍経験者及び主催者の役職員から構成され、委員長を置く。

② 審査会の構成及び運営に関する事項は別に定める。

（イ）審査会による審査

① 審査会は、予備審査により選定された出品財について書類審査を行い、別に定め

る審査基準に基づいて表彰の種類ごとに被表彰出品財を選定する。

② 委員長は、審査結果を協会理事長に報告する。

8. 表彰

(1) 表彰の種類

優れた取組と認められ、当表彰における被表彰者の代表としてふさわしい実績をあげた出品財に対して農林水産省農産局長賞を、優れた取組と認められた出品財に対して協会理事長賞を授与する。このほか、審査会が必要と認める場合は出品財を表彰することができる。表彰点数等の詳細は別に定める。

(2) 被表彰出品財の名称等

(ア) 被表彰出品財が組織の場合は、当該組織の名称により表彰する。ただし、協議会等複数のメンバーが連携して取組を行っている場合であって、協議会等の構成が協定書・覚書等書面により明確にされている場合には、組織の名称の次に（ ）で構成メンバー名を記述することができる。

(イ) 被表彰出品財が生産者個人の場合、単一経営体であっても配偶者の貢献度が高いことが家族経営協定書や推薦書等で客観的に証明できる場合は夫婦連名で表彰することができる。

(ウ) 被表彰出品財が生産者グループの場合、グループの名称により表彰する。ただし、グループの構成メンバーが3名程度でホームページ等により明確に示されている場合には、グループの名称の次に（ ）で構成メンバー名を記述することができる。

9. 開催日程

開催日程は以下のとおりとし、各年度の具体的な日程は別に定める。

(1) 開催期日 自 各年6月、至 翌年3月末

(2) 応募期間 各年6月～9月末

(3) 受賞者決定・表彰式等 各年12月～翌年1月

10. 個人情報の取扱い

応募者から提出された参加申込書等に記載された個人情報は、当該表彰及び果樹農業における担い手の育成及び活躍の推進に関する用途以外に使用しない。

11. その他

本表彰事業の各年度の実施に係る詳細は、各年度の果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領細則において定める。